

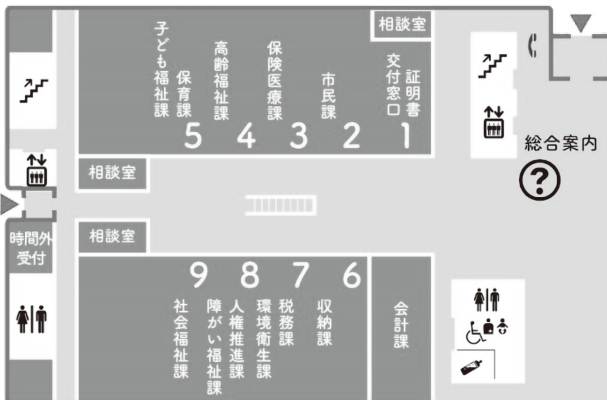
# 5月8日(月) 新庁舎がオープンします Vol.02

いよいよ、5月8日(月)から新庁舎にて業務を開始します。

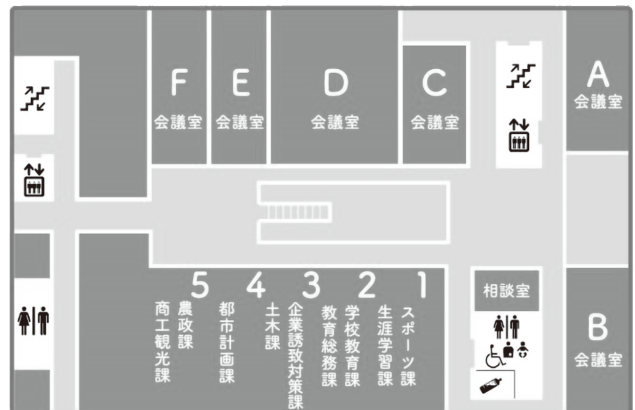


## 新庁舎フロアのご案内

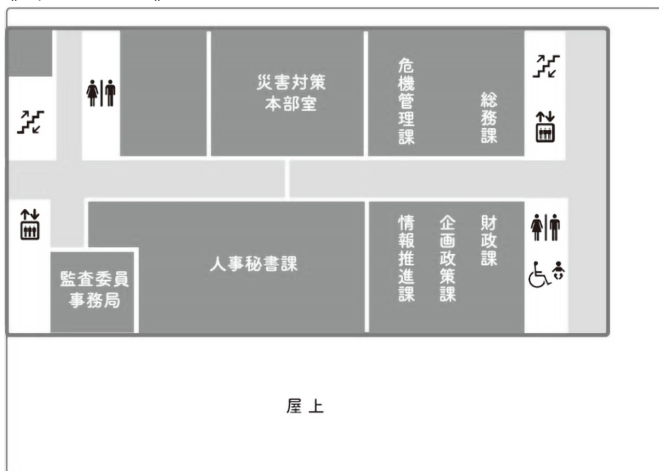
《1階フロア》



《2階フロア》



《3階フロア》



《4階フロア》



屋上

## 新庁舎の連絡先

新庁舎移転後(令和5年5月8日以降)の各担当課への連絡先は下表のとおりです。  
現在と連絡先が変更となる担当課がございますので、お掛け間違いのないようお気をつけください。

### ◆担当課の連絡先◆

部 名	課 名	電話番号(市外局番052)	FAX番号(市外局番052)
あま市役所(代表)		444・1001	441・8330
市長公室	企画政策課	444・1712	444・0982
	人事秘書課	444・1713	444・1351
	危機管理課	444・0862	441・8330
	情報推進課	444・1373	444・0982
総務部	総務課	444・1711	441・8330
	財政課	444・1714	444・0982
	税務課	444・0509	445・3856、444・1074
	収納課	444・0413	445・3856、444・1074
市民生活部	市民課	444・3167	443・3555、443・2571
	保険医療課	444・3168	443・3555、443・2571
	人権推進課	444・0398	445・3856、444・1074
	環境衛生課	444・3132	445・3856、444・1074
福祉部	社会福祉課	444・3135	445・3856、444・1074
	障がい福祉課	485・5980	445・3856、444・1074
	高齢福祉課	444・3141	443・3555、443・2571
子ども健康部	子ども福祉課	444・3173	443・3555、443・2571
	保育課	485・5988	443・3555、443・2571
	健康推進課	443・0005	443・5461
建設産業部	都市計画課	441・7112	443・8210、441・8387
	土木課	441・7113	443・8210、441・8387
	農政課	441・7114	443・8210、441・8387
	商工観光課	441・7118	443・8210、441・8387
	企業誘致対策課	444・1372	443・8210、441・8387
上下水道部	上水道課	441・7115	441・7137
	下水道課	441・7116	441・7137
(会計)	会計課	444・0673	445・3856、444・1074
教育部	教育総務課	485・6020	443・8210、441・8387
	学校教育課	444・0902	443・8210、441・8387
	生涯学習課	485・6070	443・8210、441・8387
	スポーツ課	485・6150	443・8210、441・8387
議会事務局	議事課	444・3174	444・4055
監査委員事務局兼公平委員会事務局		444・0903	444・1351

※美和市民サービスセンター及び甚目寺市民サービスセンターは、新庁舎移転により廃止しました。

## 新庁舎の時間外取扱業務のご案内

新庁舎では時間外(夜間、土曜日、日曜日及び祝日)での時間外取扱業務として、時間外受付窓口にて以下の内容について対応します。

### 1 死亡届の受付

時間外窓口にて受付対応します。ただし、火葬許可証の交付は以下の取扱いとなります。

項目	内容
交付時間	土・日曜・祝日・年末年始の午前9時から午後5時まで
交付場所	市役所 1階 時間外受付窓口
必要書類	死亡届(死亡診断書または死体検案書添付)

※夜間(午後5時～翌日午前9時)に死亡届を提出した場合、火葬許可証の交付は当日または翌日の交付時間内での交付となります。

### 2 戸籍に関する届出

時間外窓口にて受領のみ対応します。

### 3 電話予約による住民票及び印鑑登録証明書の時間外交付

事前に電話予約にて受付したものについては、時間外窓口にて受付対応します。

ただし、時間外交付については、以下の取扱いとなります。

《予約方法》

項目	内容
予約時間	月～金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後5時まで
予約先	市民課
連絡先	市民課 ☎444・3167

《受取方法》

項目	内容
受取時間	土・日曜・祝日の午前9時から午後5時まで
受取場所	市役所 1階 時間外受付窓口
必要書類	本人確認書類、印鑑登録カード(印鑑登録証明書の交付のみ)

※夜間(午後5時～翌日午前9時)及び年末年始は時間外交付は対応しません。

### 4 公金の支払

個人市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の納付は、取扱いできません。納付書裏面に記載されているコンビニエンスストアもしくはスマートフォン決済アプリで納付できます。

また、個人市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税については、地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を利用した納付及び、eL-QR(印字のある納付書)を利用した納付もできます。

※スマートフォン決済アプリおよび地方税お支払いサイトを利用した納付は領収書が発行されません。

問合先	総務課	☎444・1711	FAX441・8330
	収納課	☎444・0413	FAX445・3856
	市民課	☎444・3167	FAX443・3555
	税務課	☎444・0509	FAX445・3856
	保険医療課	☎444・3168	FAX443・3555
	高齢福祉課	☎444・3141	FAX443・2571
	保育課	☎485・5988	FAX443・2571

